© 2026 紫苑商標特許事務所

■４条１項１１号

不服 2026-001356

＜本願商標＞

「えがおカフェ」（標準文字）

第４３類「カフェにおける飲食物の提供，飲食物の提供，会議室の貸与，展示施設の貸与」及び第３０類、第３２類

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標１：「えがお」（標準文字）

第４３類「飲食物の提供」

引用商標２：「えがお」（標準文字）

第４３類「飲食物の提供」

及び第３類、第５類、第２１類、第２９類、第３０類

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「えがおカフェ」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中、「えがお」の文字は、「笑みを含んだ顔。わらいがお。」の意味を有する語（出典：「広辞苑第七版」株式会社岩波書店）であり、また、「カフェ」の文字は、「主としてコーヒーなどの飲み物を供する店。」の意味を有する語（前掲辞書）であり、いずれの文字も我が国において親しまれているものであるところ、これらを結合してなる「えがおカフェ」の文字全体としては、辞書等に掲載のないものであって、特定の意味合いを認識させるものではない。

© 2026 紫苑商標特許事務所

また、本願商標は、その構成文字がスペースを空けることなく、いずれも同じ書体の文字を同じ大きさで等間隔に表されており、外観上まとまりよく一体的に看取されるものであって、構成全体から生じる「エガオカフェ」の称呼もよどみなく一連に称呼し得るものである。

そして、本願商標構成中の「カフェ」の文字は、コーヒー店や喫茶店の業態を表す際に使用されるものであるが、「○○カフェ（ＣＡＦＥ）」や「カフェ（ＣＡＦＥ）○○」の如く、コーヒー店や喫茶店の名称を表すものとして、一連一体に使用されている実情があるところ、上記本願商標の構成及び称呼を踏まえると、「えがおカフェ」の構成全体をもって、固有の店名を表したものとして看取、把握されるものとみるのが相当である。

また、本願商標の構成中の「えがお」の文字部分のみが独立して、自他役務の識別標識として認識されるものとみるべき特段の事情は見当たらない。

したがって、本願商標から「えがお」の文字部分を分離、抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第４条第１項第１１号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**えがおカフェ**」の構成中の「カフェ」の文字は、コーヒー店や喫茶店の業態を表す際に使用されるものであるが、「○○カフェ（ＣＡＦＥ）」や「カフェ（ＣＡＦＥ）○○」の如く、コーヒー店や喫茶店の名称を表すものとして、一連一体に使用されている実情があるところ、本願商標の構成及び称呼を踏まえると、「えがおカフェ」の構成全体をもって、固有の店名を表したものとして看取、把握されるものとみるのが相当であり、また、本願商標の構成中の「えがお」の文字部分のみが独立して、自他役務の識別標識として認識されるものとみるべき特段の事情は見当たらないから、本願商標「**えがおカフェ**」と引用各商標「**えがお**」は非類似の商標であると判断されました。

まず、原則的かつ伝統的な考え方に基づくと、本願商標「**えがおカフェ**」を構成する「カフェ」の文字は、その指定役務である「カフェにおける飲食物の提供，飲食物の提供」との関係においては、単に役務の質や提供場所を表わすにすぎないと考えられます。その結果、この「カフェ」の文字には識別力が認められないといえることから、これを除

© 2026 紫苑商標特許事務所

いた「えがお」の文字部分が、本願商標の要部になると考えられ、本願商標は、引用各商標「**えがお**」と類似する商標であると考えられ得ることになります。

原審査においては、このように考えられたことにより、最終的に拒絶査定がなされたものと思料されます。こういった判断がなされるのは、全くおかしなことではありません。

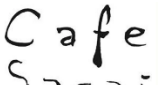
一方で、審決では、本願商標「**えがおカフェ**」は、構成全体をもって、固有の店名を表したものとして看取、把握されるものとみるのが相当であり、また、本願商標の構成中の「えがお」の文字部分のみが独立して、自他役務の識別標識として認識されるものとみるべき特段の事情も見当たらないと判断されました。その結果、本願商標「**えがおカフェ**」は、あくまで一体不可分の商標であるから、引用各商標「**えがお**」とは非類似の商標であると判断された次第です。

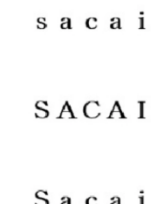
理由付けのロジックとしては、以前にご紹介した商標「**カイ日本語スクール**」と商標「**ＫＡＩ**」が非類似と判断された事件（**不服 2024-002139**）、商標「**毎日塾**」と商標「**毎日**」が非類似と判断された事件（**不服 2024-003624**）、商標「**クララクリニック**」と商標「**くらら**」が非類似と判断された事件（**不服 2023-011440**）等に近いといえるでしょう。

なお、本事件のように「カフェ（ＣＡＦＥ）」の文字に関連する商標の審決について



は、商標「　　」と商標「

」等が非類似と判断された事件（**不服 2025-016967**）や、商標「

」と商標「

」が非類似とされた事件（**不服 2022-003551**）等もあります。

© 2026 紫苑商標特許事務所

ちなみに、本事件の請求人は、商標「

」についても拒絶査定を受けたため、同様に審判請求をしており（**不服 2026-001357**）、こちらも審決では引用各商標「**えがお**」とは非類似の商標であると判断されております。

（弁理士　永露　祥生）
＜２０２６年１０月１８日＞